

■第6次大阪府障がい者計画の基本理念、基本原則、共通場面、各生活場面のめざすべき姿（事務局案）

理念・めざすべき姿			視点・考え方
基本理念	第5次	全ての人間（人）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり	<p>○第5次計画では「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての人間（ひと）が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としており、次期計画においても大筋で継承すべきである。</p> <p>○障がい福祉を支える地域を育む視点や、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、次期計画においても、その重要性に何ら変わることなく、共生社会の実現に向け、相まって進めていくべきである。</p> <p>○加えて、2025年に開催された大阪関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を具体的に掘り下げる3つのサブテーマ「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」は、障がい者施策の推進に共通する視点である。万博のレガシーを活かして、府民の豊かな暮らしや、安全・安心、ウェルビーイングの向上につなげていくべきである。</p> <p>「いのちを救う」（Saving Lives）：一人ひとりの「いのち」を守る、救うことの焦点を当てるもの。</p> <p>「いのちに力を与える」（Empowering Lives）：一人ひとりの「生活」を豊かにする、可能性を広げることの焦点を当てるもの。</p> <p>「いのちをつなぐ」（Connecting Lives）：一人ひとりがつながり、コミュニティを形成する、社会を豊かにすることの焦点を当てるもの。</p>
	第6次	<u>すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり</u>	<p>＜主な委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的には、権利条約を踏まえて、障がいをネガティブなものというふうに捉えるのではなく、社会との相互作用によって発生するハードルという捉え方には変わっているが、日本では相変わらず、障がい者を弱者として助けてあげるべき存在、お世話をされる存在といったことが前面に出すぎている。障がい者だとわかった瞬間に関係のないところまでサポートされてしまう。そこを変えない限り、障がいのあるなしに関わらず地域で暮らすっていうところに行き着かない。これからどうにかして、障がい者を弱者と見ない社会、自分もサポートされるけど、誰かを助ける立場になることもできるというような観点が書き込めないか。
基本原則	第5次	<ol style="list-style-type: none"> （1）障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳と保持 （2）多様な主体の協働による地域づくり （3）あらゆる分野における大阪府全体の底上げ （4）合理的配慮によるバリアフリーの充実 （5）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 	<p>○次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であるとあらためて捉えるとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要である。</p> <p>○第5次計画より盛り込まれた、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていくよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことにより、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせること、様々なサービス水準や支援の質が高まることをめざすといった、大阪府全体を底上げする姿勢は重要であることから継承すべきである。</p>
	第6次	<ol style="list-style-type: none"> （1）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 （2）すべての人の命と尊厳の保持 （3）障がいの有無によらない相互理解の促進 （4）誰もが担い手となる地域づくり （5）多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ 	<p>＜主な委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権的な要素は意識的に入れていただきたい。国連勧告では、障がいの『人権モデル』という言葉が使われるようになっている。次期計画では、国連勧告を踏まえもっと人権にフォーカスするという観点で、項目順の並べ替えを検討しても良いのではないか。 ・計画を作った段階で、どうしても制度や施策等から漏れたり、馴染めなかつたりという人たちが必ず出てきてしまう。そういった人たちのことも一定は想定し、そういったところに光を当て、目をむけられるというようなことが、計画として必要かと思う。
最重点施策	第5次	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 2. 障がい者の就労支援の強化 3. 専門性の高い分野への支援の充実 	<p>○多様な主体が協力し、すべての障がい者が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域を育むとともに、意思決定支援を展開していくための具体的な体制整備をした上で、本人の希望する暮らしを実現していくことを最重点施策の基本認識として位置付けるべきである。</p> <p>○障がい者の就労支援について、障がい者の自立と社会参加に不可欠であることから、引き続き、最重点施策に位置付けるとともに、就労後の職場定着や生活の安定を視野に入れ、取組みを強化していくべきである。</p> <p>○これまで重点的に取り組むとしていた高次脳機能障がいを有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者など専門性の高い分野への支援について、強度行動障がいの状態を示す方も加え、支援の充実を図るべきである。</p>
	第6次	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現 2. 障がい者の就労支援の強化 3. 専門性の高い分野への支援の充実 	<p>＜主な委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行が進みにくい理由として、重い方が残っているということもあるが、長い間施設で生活された方たちにとって、地域に出るという意味が20年経てば変わってきて当たり前。現行計画には高齢化という文言を載せられているが、終末期に入るような方もおられることをどう捉えるか。 ・入所施設や精神科病院で生活している人たちの状態がこれまでの地域移行の対象の方と大きく変わってきており、いわゆる高齢化に伴って発生している身体合併症の方を果たして地域で支援できるのかといった課題がある。コロナ禍では、知的障がい、精神障がい、身体障がいなどに、コロナという感染症が合わさった時に地域で十分なサービスを受けきれなかったという現実をまず受け止めるべきである。地域といわゆる入所施設、入院施設を二項対立で考えることそのものが、実はそこで生活されている方、治療されている方々に対して、何等かのステigmaを与えるのではないかと懸念している。 ・地域移行を進めるにあたっては、安心して地域で支援してもらう体制の構築は必ず入れていただきたい。地域に出ていくだけでは、新たな問題が出てくる。本人の状態が安定して家に戻ってきても支援がいらないわけではない。また、入所施設からの地域移行だけではなく、親との同居からの自立ということも含めて地域生活への移行をめざしてほしい。 ・障がい支援区分や強度行動障がいの行動関連項目の得点が高い施設入所を待機している人は一定数おり、セーフティーネットとして、これからも入所施設は必要である。一方、施設が地域の核となり、災害時には入所施設に避難所を設けて、地域の人を助けるといった努力も必要だと考える。 ・住みたい場所の近くに働きたい場所が見つからず、もしくは働きたい場所の近くに住みたい場所が見つからず、地域移行の際にどちらかを諦めざるを得ないことがある。 ・専門性の高い分野に強度行動障がいという言葉を入れ込んでいただきたい。

	理念・めざすべき姿		視点・考え方
<p>共通する横断的視点</p> <p>※共通場面「地域を育む」と生活場面VI「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を統合</p>	<p>第5次</p> <p>共通場面「地域を育む」 ・多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる</p> <p>生活場面VI「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 ・障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している</p>	<p>●第4次計画（平成24年度から令和3年度）より、6つの生活場面「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」、「心や体、命を大切にする」、「楽しむ」、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」が整理され、個別分野ごとの施策の方向性のもと施策が展開されてきた。</p> <p>●その後、障がい者やその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化するなか、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、都道府県の地域福祉支援計画が、障がいや高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示された。こうしたことも踏まえ、「多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる」ことをめざすべき姿とし、「共に生きる社会」を実現するために、長期的な視点を持って社会全体で課題解決に向けた取組み進めることとして、共通場面「地域を育む」について現状と課題や施策の方向性が整理された。</p> <p>●次期計画において、障がい者の権利と尊厳の保持を前提とすることをより明確するために、基本原則や共通場面「地域を育む」の項目の並び替えを行うとともに、生活場面VI「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を共通場面「地域を育む」と統合する。</p> <p>●また、共通場面「地域を育む」に掲げる個別分野ごとの施策の方向性は、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざす上で必要な視点となるため、共通場面「地域を育む」を『各生活場面に共通する横断的視点』と改める。</p>	
	<p>第6次</p> <p>障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、すべての人 が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育んでいる</p>	<p>＜個別分野ごとの施策の方向性＞</p> <p>①障がい者の権利保障、②障がい者への差別の解消や虐待の防止、③誰もが暮らしやすい環境の整備 ④情報保障及びコミュニケーション支援の推進、⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成、⑥地域の支援力の強化</p> <p>＜主な委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の暮らしを自分で決めるという意思決定がこの計画の目標とするならば、横断的視点として意思決定支援が加わることはとても大事だなと思う。自己実現を叶えられる地域になったらいいと感じている。 ・VI「尊厳をもって生きる」というのを生活場面のはじめに持ってきて、権利保障のところをしっかりと言及した上で、「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」という流れにした方がいいのではないか。 ・人口減少が進むなか、人材不足により支援者が確保されない時に、家族が支援するといった時代を逆行するようなことが起こってしまうのではないかと懸念する。 ・「地域を育む」というのは、障がいの有無に関わらずの安心でき、誰もが繋がりを持ちながら、主体的に社会で暮らせるという地域がいいのではないか。 	
<p>生活場面I 「地域やまちで暮らす」</p> <p>※『地域』は、その人につながりのある場所、『まち』は常に関わるわけではないが生活するなかで訪れる場所（社会全体）を指す。</p>	<p>第5次</p> <p>障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らして いる</p>	<p>○国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、入所施設や精神科病院から地域生活への移行としての目標などの考え方方が示されており、大阪府の障がい福祉計画は国の指針に基づいて、定量的に地域移行に関する目標設定や実態把握と評価が行われている。本来であれば、誰とどこで、どのように暮らすのかといった本人の希望に叶った暮らしができているのかという観点がとても重要である。</p> <p>○障がい者が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加又は参画するためには、地域で暮らす多様な主体による障がい理解や合理的配慮の提供なども含め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現するための支援が必要である。</p> <p>○入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者のみならず、家族と同居している障がい者も含めて、すべての障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、地域生活を継続するための支援体制に加えて、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも不可欠であり、施設や病院等をはじめ、様々な社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。</p> <p>＜個別分野ごとの施策の方向性＞</p> <p>(1) 多様な暮らしの実現 (2) 希望する暮らしの実現に向けた支援の充実 (3) 地域で暮らし続ける</p> <p>＜主な委員意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞こえない人にとっては、『地域』とは、家の周りではなくて聞こえない仲間が集まるところという考え方を強く持っている。手話ができない、コミュニケーションができない人たちの中では、孤立してしまうといった課題がある。 ・精神科病院や入所施設での生活が長期になればなるほど地域に出ることが非常に困難となることを心に留めないといけない。その実態を理解した上で、本人がここに居ますという選択を本人の選択として評価していいのかということは、今までの歴史的なところも踏まえながら捉えなければならないのではないか。 ・入所施設からの地域移行だけではなく、親との同居からの自立というのも考えての地域移行をめざしてほしい。 ・障がい支援区分や強度行動障がいの行動関連項目の得点が高い施設入所を待機している人は一定数おり、セーフティーネットとして、これからも入所施設は必要である。一方、施設が地域の核となり、災害時には入所施設に避難所を設けて、地域の人を助けるといった努力も必要だと考える。 	
	<p>第6次</p> <p>障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現し ている</p>	<p>＜生活ニーズ実態調査の結果＞</p> <p>○いずれの障がい種別においても「一人で暮らす」「親・きょうだいと暮らす」「配偶者・子どもと暮らす」と回答した人の割合が高く、知的の種別では、他の障がい種別と比べて、「配偶者・子どもと暮らす」と回答した人の割合が低く、「施設・病院で暮らす」と回答した人の割合が高い。</p> <p>○現在、入所施設で暮らしている人は、身体・知的・精神の種別において「施設・病院で暮らす」と回答した人の割合が高く、身体・知的の種別において「親・きょうだいと暮らす」と回答した人の割合が次いで高い。</p> <p>○身体・知的・精神の種別において、希望する暮らしに必要なこととして、「日常生活の介助や支援の充実（十分なサービス）」「日常生活の介助や支援の充実（お金に困らない）」と回答した人の割合が高く、前回調査と同様の傾向にある。</p> <p>○また、「周囲の理解や配慮」と回答した人の割合は前回調査よりも高い傾向にある。</p>	

	理念・めざすべき姿	視点・考え方
生活場面II 「学ぶ」	第5次 <u>障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる</u>	<p>○ニーズが多様化する中、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するインクルーシブ教育を基本として、乳幼児期から大人になるまでの「学び」を保障し、誰一人として取り残さない教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>○学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるよう教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要である。</p> <p>○大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援すべての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しているが、引き続き、同条例に基づく施策が保健医療機関や学校などの関係機関との連携のもと、より一層推進されるように、しっかりと計画に盛り込んでいくべきである。</p> <p><個別分野ごとの施策の方向性></p> <p>(1) 早期からのライフステージに応じた支援 (2) 教育環境の整備 (3) 地域における学び</p> <p><主な委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本では、周産期の医療・保健による支援と、乳幼児健診等は世界的にもかなり進んでおり、役立っている。早期発見後の早期支援に厚みを持たせる方がいい。 ・療育を受けることは大事だが、一番大切なのは育つ環境を整備すること。保護者が障がいを理解して家庭環境を整える、こども園や保育所、幼稚園が特性に応じた合理的配慮を提供していくことが大切である。 ・公立学校は減っており、私立学校における障がいのある生徒への対応は増えていくと思う。ノウハウがあれば学校も対応しやすいし、子どもたちも生き生きできるし、両方にとって良い。 ・精神障がいというのは中途障がいにあたり、今までできていたことができなくなる方がすごく多い。現行計画にはない、学び直しという観点を盛り込んでいただきたい。 ・障害者の権利条約では、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないということが明記されており、その前提に立てば、大学まできっちりと行くことができるような教育環境に障がいのある人も置かれるべきである。 ・子どもたちは勉強のように学んで、大人になるのではなくて、たくさんのこと経験し、体験をして、育つという観点が必要。 <p><生活ニーズ実態調査の結果></p> <p>○嫌な思いをした場所について、「学校」と回答した最も人が多く、その内容としては「無視される、仲間外れにされる」との回答が最多であった。</p> <p>○学校における困りごととして、「授業や学習の内容がわかりにくい」「障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない」「通学が困難」と回答した人が多かった。</p> <p>○学校でしてほしいこととして、「将来の生活に役立つこと」「就職につながること」と回答した人が多かった。</p> <p>○また、いろいろなことを学習したいときに困ることとして、「お金がかかる」「スマートフォンやパソコンなどの操作方法がわからずインターネットで調べることができない」と回答した人が多かった。</p>
	第6次 <u>障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる</u>	
生活場面III 「働く」	第5次 <u>障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている</u>	<p>○障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つである。また、現に就労をしている人だけではなく、障がい福祉サービス事業所等において、自分が持っているスキルや知識を活かして、価値のあるものを作り出し、サービスを提供することにより、自分の成長や社会への貢献、仲間と一緒に働くことの喜びなど、「働きがい」や「生きがい」を実感しながら社会参加している障がい者はたくさんいる。</p> <p>○障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、合理的配慮が提供される環境が作られていくことで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が包摂される地域が育まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。</p> <p>○障がい者の就労支援は、地域社会全体にとっても非常に有益なものであり、引き続き、大阪府の重点施策と位置づけ、障がい者が働きやすく、働き続けることができる環境を作っていくべきである。</p> <p><個別分野ごとの施策の方向性></p> <p>(1) 障がい者が働きやすい環境の整備 (2) 職業の選択や機会の確保 (3) 障がい者が長く働き続けるための支援</p> <p><主な委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じて、特定短時間やテレワークなど、多様な働き方を推進するような計画が必要である。 ・目に見えない障がいの人たちへの周囲の理解がなく、苦しんだり、働くことに繋がらなかったりする方もいる。より安心して働くような方向性が出来たらいいと思う。 ・定着支援と言われるが、ずっと同じ職場に定着するだけではなく、長く働き続けるために、辞められる自由と職業選択の自由の拡大も必要ではないか。 ・生活介護や療養介護というのは「働く」ではないが、生活介護で作業をしている人で「働きに行く」と言って、頑張って働いている人もいる。人の役に立ち、仲間と一緒に労働を提供したことに喜ぶ障がい者も計画に盛り込んでいただきたい。 <p><生活ニーズ実態調査の結果（働きたい理由や働き続けるために望むこと）></p> <p>○働きたい理由として、「生活に必要なものを自分で買えるから」、「自分の好きなことにお金を使えるから」と回答した人が最も多かった。</p> <p>○一方で、働きたくない理由として、「身体や気持ちがしんどくなるから」と回答した人が最も多かった。</p> <p>○働き続けるために望むこととして、「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」「いろんな働き方（短時間勤務、フレックスタイム勤務、在宅勤務など）を認めてほしい」と回答した人が多かった。</p>
	第6次 <u>障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている</u>	

	理念・めざすべき姿	視点・考え方
生活場面IV 「こころや体、命を大切にする」 ※現「心や体、命を大切にする」 心を『こころ』と改める。 体（精神を含めない肉体）および命（より個別的で具体的な生命）は、現行計画通りとする。	第5次 障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる	<p>○障がい者の重度化・高齢化に伴い、医療の必要性は高まっている。特に、医療的ケアを要する重症心身障がい児者や精神障がい者、難病患者をはじめ医療的ケアが必要な障がい児者との家族も含めた支援を充実させていくことが必要である。</p> <p>○障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できる医療機関が限られていることから、新型コロナウイルス感染症の流行時には医療のサービスを受けることに困難が生じるなど、障がい者が安心して医療を受けるためには多くの課題がある。</p> <p>○医療と福祉との連携が進む上で医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、すべての障がい者が、障がいを理由に医療機関での診療や入院を拒否されるようことがなく、必要な医療をいつでも安心して受けることができる環境を作っていくことが必要である。</p> <p><個別分野ごとの施策の方向性></p> <p>(1) 必要な健康・医療サービスの提供 (2) (医学・社会的) リハビリテーションの提供 (3) 相談体制の充実</p> <p><主な委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人にとって、医療は非常に重要で、医療とお金の問題というの大きな課題である。 ・重度障がい者が受診できる医療機関が限定的であるため、歯科や耳鼻科受診を諦めている人もいる。それは、合理的配慮で解決できるかと言うと難しく、基礎的環境整備として、重度の障がい者も診てもらえる病院が増えないことには難しい。 ・新型コロナウイルス感染症は非常に障がい者の生活に大きな影響を与えた。特に、重度の障がい者は、いわゆる医療にかかることができなかつた。また、支援をする人たちにとっても非常に大変な状況であった。感染症の対応について、きちんと振り返るべきだと思う。 ・重度障がい者の一般診療科診療においても、地域にあるケアの資源と病院・医療機関が努力をして、コミュニケーションを取りながら、少しずつ進歩させていくことが大切である。 ・合理的配慮の工夫とかでできることもたくさんあると思うので、差別なく医療を受けられることをめざすというようなニュアンスが入るとありがたい。 ・障がいある子ども、人と一緒に暮らしている家族にとって、悩みというのは本当に様々あり、すべて役所の人とか事業所の人に相談するのではなく、仲間や身近な方に相談することも多い。ピアサポートのようなところをどう活用していくのか。 ・災害発生時や感染症発生時の際の医療へのアクセスの確保というの重要であり、アクセスが全くできないと、障がい者当事者だけでなく、支援している方々も疲弊するので、当事者のみならず、支援されているご家族、ヘルパー、看護師などの支援者への支援を含めた形での支えが必要だと思う。
	第6次 障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる	<p><生活ニーズ実態調査の結果（通院状況について）></p> <p>○全体的に65歳以上の方が65歳未満より、通院の頻度が高い。</p> <p>○身体・難病の種別において、65歳以上、65歳未満ともに「月に1回程度」または「月に2回から3回程度」と回答した人の割合は50～60%となっている。</p> <p>○知的（A判定）において、月に1回以上の通院をしている人は6割強となっている。</p> <p>○精神（1・2級）において、月に数回程度以上の通院をしている人は15%程度となっており、通院していない人が2割強となっている。</p> <p>○診察を受けるときの困りごととして、ほとんど毎日通院している人は、「通院介助の確保」「医師や看護師の障がいや病気の理解」と回答した人の割合が高い。</p> <p>○全体として、「医療費が高い」と回答した人の割合が高いが、「週に1回程度」「月に2から3回程度」の通院頻度において、その割合が高かった。</p>
生活場面V 「楽しむ」	第5次 障がいのある人が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている	<p>○障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るために、学習や就労の場面だけではなく、スポーツや文化芸術などの活動をはじめ、様々な技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことや、他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくことが大切である。</p> <p>○「楽しむ」ということは、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、「楽しみたいもの」が生まれてくる。暮らしのあり方が多様化していく中で、障がい者のみならず、誰もが、自由な時間に好きなことを楽しめることは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものである。</p> <p>○「余暇」という言葉・表現にとらわれず、障がい者があらゆる場所で他の人と同じように気軽に楽しむことができる環境整備、まちづくり等に取り組んでいくことが大切である。</p> <p><個別分野ごとの施策の方向性></p> <p>(1) レクリエーション活動の充実・社会参加の促進 (2) スポーツ活動に取り組む (3) 文化芸術活動に取り組む</p> <p><主な委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「楽しむ」は、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、「楽しみたいもの」が生まれてくる。そのため、児童期の体験を支える移動支援をはじめとする在宅支援の充実が必要である。 ・障がいのある子は、障がいがない子に比べると、スポーツや文化芸術のみならず何かをやろうとする時に制約がある。そのため、同世代の子が経験できるような様々なことを、あまり困難なく経験できるように、いろんな条件、環境を整えていくという方向性も大事かと思う。 ・本来の共生社会、インクルーシブをめざすのであれば、スポーツの世界の中の障がい者への合理的配慮、文化芸術の中の障がい者がアーティストになる、あるいは鑑賞する参加をするという捉え方をめざすことになる。ゆくゆくは、文化芸術やスポーツの中に当たり前のように障がい者が混じっているということを表現してほしい。
	第6次 障がいのある人が多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている	<p><生活ニーズ実態調査の結果（余暇活動の困りごと）></p> <p>○全世代に共通して「金銭的な余裕のなさ」、「状態が不安定」、「友だちがいない」の回答が多く、高齢者と子ども世代は「移動手段の利用しにくさ」、子ども世代は「理解・配慮・手助けのなさ」の回答割合が高い。</p> <p>○全数と比較すると、身体の種別において「介護や支援の不足」、知的の種別において「状態が不安定」と回答した人の割合が高い。</p> <p>○身体・知的・精神の種別において「友だちがいない」、身体・知的の種別において「金銭的な余裕のなさ」と回答した人の割合が低くなっている。</p>